

財政状況等一覧表（平成21年度）

(単位: 百万円)

団体名 大阪市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	繰上財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
648,942	37,226	39,766	725,933

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,698,248	1,696,449	1,798	389	195,069	2,805,221	
土地先行取得事業会計	63,532	63,532	0	0	55,812	285,555	
母子寡婦福祉貸付資金会計	417	331	86	0	5	2,353	
心身障害者扶養共済事業会計	489	489	0	0	96	0	
公債費会計	953,271	953,271	0	0	501,467	0	
一般会計等	2,231,391	2,229,506	1,884	389		3,093,129	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
国民健康保険事業会計	308,677	345,309	△ 36,632	△ 36,632	43,300			
老人保健医療事業会計	458	386	72	72	0			
介護保険事業会計	169,204	168,722	482	482	26,658			
後期高齢者医療事業会計	22,731	22,400	331	331	5,401			
食肉市場事業会計	2,129	2,129	0	0	1,186	784	599	
市街地再開事業会計	17,686	17,686	0	0	11,687	221,250	180,408	
駐車場事業会計	1,550	1,550	0	0	0	4,337		
有料道路事業会計	435	435	0	0	0	1,984		
自動車運送事業会計	18,638	21,366	△ 2,728	1,193	7,789	20,008	7,843	法適用
高速鉄道事業会計	166,271	137,374	28,897	40,729	15,510	687,494	98,999	法適用
水道事業会計	67,935	63,030	4,905	32,121	257	247,943	248	法適用
工業用水道事業会計	1,939	1,797	142	3,686	4	2,473		5 法適用
市民病院事業会計	42,800	44,652	△ 1,852	△ 2,414	10,581	53,814	44,935	法適用
中央卸売市場事業会計	7,716	8,487	△ 771	△ 11,309	3,262	71,870	33,121	法適用
港営事業会計	30,450	83,847	△ 53,397		16,448	172,490		法適用
下水道事業会計	73,583	71,572	2,011	15,198	32,823	556,815	317,942	法適用
公営企業会計等 計				43,458		2,041,263	684,100	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
大阪府後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	255	205	49	49	20			
大阪府後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	755,941	748,519	7,422	7,422	14,357			
淀川左岸水防事務組合	221	217	4	4				
大和川右岸水防事務組合	106	101	5	5				
淀川右岸水防事務組合	189	179	10	10				
一部事務組合等 計				7,490				

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体からの 補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
別紙のとおり									

- (注) 1. 会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち25%以上の出資もしくは財政支援(補助金、貸付金、債務保証、損失補償)を行っている法人について記載している。
 2. 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
財政調整基金	-	-	-
減債基金	300,575	305,115	4,540
その他充当可能基金	131,368	128,535	△ 2,833
充当可能基金 計	431,944	433,650	1,706

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.06	0.05	△ 0.01	△ 11.25	△ 20.00	自動車運送事業会計	△ 6.0	-	-
連結実質赤字比率	4.90	6.04	1.14	△ 16.25	△ 40.00	高速鉄道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	10.7	10.4	△ 0.3	25.0	35.0	水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	245.7	238.7	△ 7.0	400.0		工業用水道事業会計	-	-	-
財政力指数	0.955	0.959	0.004			市民病院事業会計	△ 8.8	△ 7.3	1.5
経常収支比率	99.2	100.2	1.0			中央卸売市場事業会計	△ 198.7	△ 178.8	19.9
						港営事業会計	-	-	-
						下水道事業会計	-	-	-
						食肉市場事業会計	-	-	-
						市街地再開事業会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援

(単位:百万円)

項番	地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	一般会計等負 担見込額	備考
1	(財)大阪国際交流センター	△ 12	1,075	200	167	-	-	-	-	
2	(財)大阪市女性協会	17	253	200	-	-	-	-	-	
3	(財)アジア・太平洋人権情報センター	△ 33	858	237	-	-	-	-	-	
4	(株)大阪市開発公社	346	17,356	9,709	-	-	-	-	-	
5	大阪市土地開発公社	△ 242	682	20	-	4,962	19,711	-	0	
6	(財)大阪市都市工学情報センター	△ 31	263	100	-	-	-	-	-	
7	(株)湊町開発センター	372	1,994	26,890	451	9,687	-	5,896	5,896	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
8	大阪外環状鉄道(株)	△ 1,208	10,788	3,972	1,015	8,953	-	-	-	
9	(財)大阪市環境保健協会	△ 38	178	5	-	-	-	-	-	
10	(財)大阪市救急医療事業団	0	5	5	-	-	-	-	-	
11	(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会	109	976	303	-	-	-	-	-	
12	(財)大阪城ホール	270	4,874	20	9	-	-	-	-	
13	(財)大阪二十一世紀協会	△ 94	714	167	-	-	-	-	-	
14	(財)大阪市文化財協会	△ 10	635	10	-	-	-	-	-	
15	(財)大阪科学振興協会	△ 0	3,098	250	-	-	-	-	-	
16	(財)大阪国際経済振興センター	14	272	100	-	65	-	-	-	
17	(株)大阪マーチャндаイズ・マート	731	8,183	375	-	-	-	-	-	
18	アジア太平洋トレードセンター(株)	905	△ 25,421	11,500	553	15,621	-	29,613	29,613	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
19	(株)大阪鶴見フラワーセンター	51	1,447	459	-	-	-	-	-	
20	大阪市商業振興企画(株)	4	32	330	-	-	-	-	-	
21	(公財)地球環境センター	△ 2	1,913	650	94	-	-	-	-	
22	(財)大阪市環境事業協会	9	981	20	-	-	-	-	-	
23	大阪市住宅供給公社	12	3,406	40	413	41,143	-	-	-	
24	(財)大阪市建築技術協会	2	123	20	-	-	-	-	-	
25	(財)大阪市都市建設技術協会	64	1,129	3	-	-	-	-	-	
26	大阪市街地開発(株)	482	1,113	342	-	5,067	-	6,417	642	
27	大阪市道路公社	583	6,916	3,449	3,357	1,098	38,775	-	20,661	
28	大阪地下街(株)	338	5,377	40	-	-	-	-	-	
29	クリスタ長堀(株)	431	△ 13,933	2,300	-	7,128	-	9,372	9,372	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
30	(財)大阪市下水道技術協会	103	574	20	-	-	-	-	-	
31	(財)大阪港埠頭公社	935	17,445	3,665	1	7,001	-	12,017	1,202	
32	大阪港埠頭ターミナル(株)	200	1,233	246	-	751	-	-	-	
33	大阪港木材倉庫(株)	190	1,743	10	-	-	-	-	-	
34	(株)大阪港トランスポートシステム	650	7,975	4,174	-	2,300	-	-	-	
35	大阪ウォーターフロント開発(株)	847	6,672	500	1	620	-	-	-	
36	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	1,158	△ 77	19,000	116	-	-	-	-	平成22年7月未解散
37	(財)大阪市教育振興公社	65	983	215	499	-	-	-	-	
38	(財)大阪国際平和センター	1	2,567	100	39	-	-	-	-	
39	交通サービス(株)	194	934	91	25	-	-	-	-	
40	大阪運輸振興(株)	245	508	4	-	-	-	-	-	
41	(株)大阪メトロサービス	217	956	50	-	-	-	-	-	
42	(株)大阪水道総合サービス	245	625	340	-	-	-	-	-	
43	(財)大阪市消防振興協会	31	149	100	-	-	-	-	-	
44	(公財)大阪府暴力追放センター	△ 11	2,224	800	-	-	-	-	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援

項番	地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	一般会計等負 担見込額	備考
45	西大阪高速鉄道(株)	△ 254	17,317	5,933	172	-	-	-	-	
46	中之島高速鉄道(株)	△ 295	25,661	8,712	387	-	-	-	-	
47	(財)大阪観光コンベンション協会	4	378	50	340	-	-	-	-	
48	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	46	9,663	200	-	-	-	-	-	
49	(財)大阪市農業センター	2	226	50	1	-	-	-	-	
50	(財)大阪バイオサイエンス研究所	22	1,275	200	576	-	-	-	-	
51	(財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター	35	25	5	72	-	-	-	-	
52	(財)大阪市都市型産業振興センター	16	1,309	25	365	534	-	-	-	
53	(財)道路管理センター	100	1,745	69	122	-	-	-	-	
54	公立大学法人大阪市立大学	1,674	86,857	98,178	14,340	2,586	-	-	-	
55	地方独立行政法人大阪市立工業研究所	122	4,985	4,853	1,069	80	-	-	-	
	地方公社・第三セクター等 計			209,305	24,185	107,597	58,486	63,316	67,386	

(注) 1. 会社法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち25%以上の出資もしくは財政支援(補助金、貸付金、債務保証、損失補償)を行っている法人について記載している。

2. 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

「財政状況等一覧表」の前提条件及び留意点

【共通事項】

- ① 数値は、健全化判断比率及び資金不足比率（平成 19 年度決算）を算定するために作成した算定様式（以下、算定様式）及び決算書等に基づき記載しています。
- ② 数値に該当がない場合は「-」、マイナスの場合は「△」の符号をつけています。

【1. 一般会計等の財政状況】

- ① 一般会計等に属する会計を対象とし、本市においては、一般会計、土地先行取得事業会計、母子寡婦福祉貸付資金会計、心身障害者扶養共済事業会計、公債費会計が該当します。
- ② 「他会計等からの繰入金」には、基金からの繰入金を含んでいます。
- ③ 「一般会計等」欄の「歳入」及び「歳出」の金額は会計間の重複額を控除した純計額です。

【2. 公営企業会計等の財政状況】

- ① 1 以外の特別会計を対象としています。
- ② 法適用企業に係るもの以外については、様式のうち「総収益」「総費用」「純損益」の欄をそれぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」に置き換えています。
- ③ 「資金剰余額／不足額（実質収支）」については、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額（実質赤字額）がある場合は「△」の符号をつけています。
- ④ 「他会計等からの繰入金」には、基金からの繰入金を含んでいます。
- ⑤ 「左のうち一般会計等負担見込額」は、企業債（地方債）現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額です。

【3. 関係する一部事務組合等の財政状況】

- ① 大阪市が加入する地方公共団体の組合を対象としています。
- ② 「左のうち一般会計等負担見込額」は、企業債（地方債）現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額です。

【4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況】

- ① 「第三セクター等について」
今回、総務省からの通知に基づき、公表の対象としている法人は、「第三セクター等」（※注）のうち、次のいずれかの条件に該当する法人です。
 - (1) 大阪市が 25%以上を出資・出えんしている法人
 - (2) 大阪市が財政的支援（補助金、貸付金、損失補償、債務保証）を行っている法人なお、調査時点は平成 22 年 3 月 31 日現在ですので、平成 22 年 3 月 31 日までに解散した法人は対象外です。
- ② 「補助金」とは、地方自治法施行規則第 15 条第 2 項別記でいう「第 19 節負担金、補助及び交付金」です。

※注「第三セクター等」とは、総務省自治財政局が行う調査において、次のいずれかの基準に該当する法人とされています。

- (イ) 会社法の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- (ロ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定に基づいて設立された一般及び公益社団法人、一般及び公益財団法人（特例社団及び財団法人を含む）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人
- (ハ) 地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社
- (ニ) 地方独立行政法人

ただし、次の法人は除きます。

- ・ 社会福祉法人、信用保証協会等、会社法又は一般社団・財団法人法の規定に基づかずに設立された法人
- ・ 職員の派遣や財政的支援を行っているが、出資・出えんをしていない法人

《参考》

- ・ 本市が監理対象としている外郭団体等とは範囲が異なります。
- ・ 大阪市が監理対象としている外郭団体等の一覧(平成 22 年 3 月 31 日現在) P. 4 参照

【5. 充当可能基金の状況】

「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等は含みません。

【6. 財政指標の状況】

- ① 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものです。
- ② 実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。本市の早期健全化基準は $\Delta 11.25\%$ 、財政再生基準は $\Delta 20\%$ です。
- ③ 連結実質赤字比率とは、全会計を合わせた実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。本市の早期健全化基準は $\Delta 16.25\%$ 、財政再生基準は $\Delta 40\%$ です。
- ④ 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する実質的な公債費（特別会計への繰出含む）の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示す指標です。また、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定にも用いられ、実質公債費比率が 18% 以上となる地方公共団体については、起債に当たり許可が必要となります。本市の早期健全化基準は 25% 、財政再生基準は 35% です。
- ⑤ 将来負担比率とは、特別会計・3セク等を含めて一般会計等が将来負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。本市の早期健全化基準は 400% です。
- ⑤ 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高ければ高いほど財源に余裕があるといえます。指数が 1 を超えた場合は普通交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能であると言えます。

- ⑥ 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)・減収補てん債(特例分)及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

- ⑦ 資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。経営健全化基準は△20%です。